

第59号議案

財産の無償譲渡について

次の財産を無償で譲渡することについて，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により，市議会の議決を求める。

令和3年8月30日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

記

1 譲渡する財産

(1) 建物（付属する備品等の物品を含む。）

ア 芦屋市立打出保育所

所在地 芦屋市宮川町4番10号

構造 鉄筋コンクリート造2階建

延床面積 666.42㎡

評価額 35,669,680円

イ 芦屋市立大東保育所

所在地 芦屋市新浜町8番1号
構造 鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積 526.33㎡
評価額 31,893,480円

(2) (1)の建物が所在する土地上の工作物及び立木

2 譲渡の相手方

(1) 芦屋市立打出保育所

神戸市東灘区北青木1丁目1番3号
社会福祉法人千種会
理事長 岸本 多佳子

(2) 芦屋市立大東保育所

宝塚市山本西1丁目4番1号
社会福祉法人サン福祉会
理事長 山田 慎治

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は、令和4年4月1日から、譲渡物件を直接管理運営し、児童福祉法第39条又は第39条の2に規定する保育を行うことを目的とする施設の運営のためにのみ使用するものとする。

無償譲渡契約書（案）

譲渡人芦屋市（以下「甲」という。）と譲受人社会福祉法人〇〇〇会（以下「乙」という。）は、次の条項により公有財産及び物品の無償譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（無償譲渡の目的）

第2条 甲は、乙が甲から継承する保育事業を実施するため、乙に次条に定める譲渡物件及び物品（以下「本物件等」という。）を無償譲渡する。

（譲渡物件及び物品）

第3条 本物件等は、別添物件明細書及び物品明細書のとおりとする。

（費用負担）

第4条 乙は、本物件等引渡し後の修繕等に関する費用を負担するものとする。

（所有権移転及び登記の嘱託）

第5条 本物件等の所有権は、次条の引渡しの完了をもって乙に移転する。

2 乙は、譲渡物件の所有権が移転した後、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権の登記を嘱託する。この場合の登記に要する費用は乙の負担とする。

（引渡し）

第6条 甲は、令和4年4月1日に本物件等を現状有姿のまま乙に引き渡し、乙は受領書を甲に提出する。

（担保責任）

第7条 本物件等に関して、甲は乙に対して一切の担保責任を負わない。また、甲は乙の本物件等の使用、保有によって発生した如何なる損害についても賠償義務（直接、間接損害を問わない。）を負わない。

（用途及び期日）

第8条 乙は、令和4年4月1日から、本物件等を児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条又は第39条の2に規定する保育を行うことを目的とする施設（以下「保育所等」という）の運営のためにのみ使用しなければならない。

2 甲は、乙が令和4年4月1日を経過してもなお本物件等を保育所等の運営のためにのみ使用しないときは、地方自治法第238条の5第7項に基づいて本契約を解除することができる。

3 甲は、前項により本契約を解除した場合、損害を被ったときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

（解除条件）

第9条 本契約は、乙が、本物件等を保育所等の運営のためにのみ使用するのを廃止することを解除条件とする。

2 前項により本契約の効力が失われた場合、甲は、損害を被ったときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 乙は、次の行為をしてはならない。

- (1) 本物件等を第三者に譲渡し、又は担保に供すること。
- (2) 本物件等を第三者に貸し付けること。
- (3) 本物件等の管理運営を第三者に委託すること。
- (4) 本物件等を甲の書面による承諾なしに解体又は処分すること。

(契約解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 暴力団等(暴力団(芦屋市暴力団排除条例(平成24年芦屋市条例第30号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。))又は暴力団密接関係者(同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)をいう。以下同じ。)であることが判明したとき。
 - (3) 正当な理由なく契約の条項に違反し、その違反により暴力団等を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 2 甲は、前項により本契約を解除した場合、損害を被ったときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

(暴力団等に関する情報提供)

第12条 甲は、乙に対し、役員等(芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。)の氏名その他の必要な情報の提供を求めることができ、これらの情報を兵庫県芦屋警察署長に提供することにより乙が暴力団等であるかどうかについて意見を聴くことができる。

2 甲は、前項の規定による意見の聴取により得た情報について、暴力団等の関与を排除するために利用し、又は、乙の同意を得て、他の実施機関(芦屋市個人情報保護条例(平成16年芦屋市条例第19号)第2条第1号に規定する実施機関をいう。)に提供することができる。

(暴力団等排除のための責務)

第13条 乙は、本契約の履行に当たり、暴力団等から当該譲渡業務の妨害その他不当な要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに、その旨を甲に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力をしなければならない。甲の承諾を得て、譲渡業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

(管轄裁判所)

第14条 本契約に係る一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む。)は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第15条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、双方が誠意をもって協議の上解決するものとする。

本契約の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

譲渡人（甲） 芦屋市精道町7番6号
芦屋市
芦屋市長 伊藤 舞 印

譲受人（乙）

印

物件明細書

1 芦屋市立打出保育所

(1) 物件概要

財産の区分	建物
竣工年	昭和57年
財産の所在	芦屋市宮川町4番10号
構造	鉄筋コンクリート造2階建
延床面積	666.42平方メートル

(2) 位置図



物件明細書

2 芦屋市立大東保育所

(1) 物件概要

財産の区分	建物
竣工年	昭和63年
財産の所在	芦屋市新浜町8番1号
構造	鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積	526.33平方メートル

(2) 位置図



物品明細書

1 芦屋市立打出保育所

(1) 取得価格10万円以上

品名	数量	取得価格（円）	取得年
アップライトピアノ	4	1,008,000	1983
和太鼓	1	173,000	2004
ひな人形	1	260,000	1981
巧技台	1	150,000	1983
低鉄棒	1	144,375	2008
バギー	1	127,440	2019
冷蔵庫	1	297,000	2018
オーブン	1	300,240	2016
ガスレンジ	1	205,800	2011
湯沸器類	4	871,395	2008
その他の厨房機器	2	248,210	2003
エアコンディショナー	18	4,638,979	1999
スピーカー	2	207,414	2010
デッキ	1	174,000	2010 頃
簡易倉庫	1	126,000	2000
AED	1	393,120	2014
その他の事務用器具	1	156,004	2014

(2) 取得価格10万円未満

品名	数量	取得価格合計（円）
その他物品一式	164	4,809,918

(3) 施設の敷地上に存する以下の工作物及び立木

ア 工作物 プール, 塀, 遊具, 物置, ポール, 遮光ネット用ポール, 布団干し
 イ 立木 計45本(ブナ, クワ, 桜, サザンカ, キンモクセイ等)

物品明細書

2 芦屋市立大東保育所

(1) 取得価格10万円以上

品名	数量	取得価格（円）	取得年
アップライトピアノ	4	884,000	1989
和太鼓	1	149,000	2004 頃
ひな人形	1	180,000	1981 頃
巧技台	1	180,000	1983 頃
積木類	複数	108,000	2000 頃
幼児用乗物	1	116,899	2014
デジタル身長体重計	1	255,000	2015 頃
冷蔵庫	1	200,642	2017
オーブン	1	270,900	2012
ガステーブルコンロ	1	205,957	2008
食器消毒保管庫	1	301,000	2002
包丁殺菌庫	1	298,080	2015
湯沸器類	3	427,170	2009
エアコンディショナー	11	3,520,150	2008
アンプ	1	139,320	2014
ファンヒーター	1	165,375	2013
AED	1	393,120	2014
その他の事務用器具	1	163,782	2014

(2) 取得価格10万円未満

品名	数量	取得価格合計（円）
その他物品一式	239	6,735,797

(3) 施設の敷地上に存する以下の工作物及び立木

ア 工作物 プール, 塀, 遊具, 物置, ポール, 遮光ネット用ポール, 布団干し, 飼育小屋

イ 立木 計40本(クワ, 桜, イチョウ, クスノキ, ビワ, 柿, イチジク等)